

## 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新				旧			
	国自総第	446号		国自総第	446号		
	国自旅第	161号		国自旅第	161号		
	国自整第	149号		国自整第	149号		
	平成14年	1月30日		平成14年	1月30日		
一部改正	国自総第	120号		一部改正	国自総第	120号	
	国自旅第	46号			国自旅第	46号	
	国自整第	47号			国自整第	47号	
	平成14年	6月28日			平成14年	6月28日	
一部改正	国自総第	286号		一部改正	国自総第	286号	
	国自旅第	132号			国自旅第	132号	
	国自整第	114号			国自整第	114号	
	平成14年	10月1日			平成14年	10月1日	
一部改正	国自総第	540号		一部改正	国自総第	540号	
	国自旅第	243号			国自旅第	243号	
	国自整第	226号			国自整第	226号	
	平成15年	3月31日			平成15年	3月31日	
一部改正	国自総第	553号		一部改正	国自総第	553号	
	国自旅第	263号			国自旅第	263号	
	国自整第	186号			国自整第	186号	
	平成16年	3月29日			平成16年	3月29日	
一部改正	国自総第	392号		一部改正	国自総第	392号	
	国自旅第	185号			国自旅第	185号	
	国自整第	83号			国自整第	83号	
	平成17年	12月5日			平成17年	12月5日	
一部改正	国自総第	329号		一部改正	国自総第	329号	
	国自旅第	187号			国自旅第	187号	
	国自整第	95号			国自整第	95号	
	平成18年	9月29日			平成18年	9月29日	
一部改正	国自総第	587号		一部改正	国自総第	587号	
	国自旅第	328号			国自旅第	328号	
	国自整第	179号			国自整第	179号	
	平成19年	3月30日			平成19年	3月30日	
一部改正	国自安第	29号		一部改正	国自安第	29号	
	国自旅第	82号			国自旅第	82号	
	国自整第	42号			国自整第	42号	

平成20年 6月11日  
 一部改正 国自安第 54号  
 国自旅第 120号  
 国自整第 47号  
 平成20年 9月28日  
 一部改正 国自安第 117号  
 国自旅第 194号  
 国自整第 91号  
 平成21年11月20日  
 一部改正 国自安第 6号  
 国自旅第 8号  
 国自整第 6号  
 平成22年 4月28日  
 一部改正 国自安第 170号  
 国自旅第 246号  
 国自整第 145号  
 平成23年 3月31日  
 一部改正 国自安第 76号  
 国自旅第 169号  
 国自整第 147号  
 平成24年 4月16日  
 一部改正 国自安第 34号  
 国自旅第 206号  
 国自整第 56号  
 平成24年 6月29日  
 一部改正 国自安第 48号  
 国自旅第 223号  
 国自整第 70号  
 平成24年 7月18日  
 一部改正 国自安第 105号  
国自旅第 331号  
国自整第 158号  
平成24年11月22日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

平成20年 6月11日  
 一部改正 国自安第 54号  
 国自旅第 120号  
 国自整第 47号  
 平成20年 9月28日  
 一部改正 国自安第 117号  
 国自旅第 194号  
 国自整第 91号  
 平成21年11月20日  
 一部改正 国自安第 6号  
 国自旅第 8号  
 国自整第 6号  
 平成22年 4月28日  
 一部改正 国自安第 170号  
 国自旅第 246号  
 国自整第 145号  
 平成23年 3月31日  
 一部改正 国自安第 76号  
 国自旅第 169号  
 国自整第 147号  
 平成24年 4月16日  
 一部改正 国自安第 34号  
 国自旅第 206号  
 国自整第 56号  
 平成24年 6月29日  
 一部改正 国自安第 48号  
 国自旅第 223号  
 国自整第 70号  
 平成24年 7月18日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条（略）

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① (略)

イ. (略)

ロ. 高速ツアーバス等（「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について（平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号）において規定する高速ツアーバス及び会員制高速バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

ハ. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)～(ヲ) (略)

ニ. (略)

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。以下同じ。）が10時間を超える場合

ヘ. 貸切バス（高速ツアーバス等以外の貸切バスをいう。以下この項において同じ。）の夜間運行において、その一運行実車距離が500kmを超える場合

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条（略）

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① (略)

イ. (略)

ロ. 高速ツアーバス（高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう。以下この項において同じ。）及び会員制高速バス（会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

ハ. 高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)～(ヲ) (略)

ニ. (略)

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間）が10時間を超える場合

ト. 貸切バスの夜間運行において、以下の(イ)又は(ロ)のいずれかを満たしていない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、当該運行を行う事業者が上記ハ.の(イ)から(ニ)までに掲げる全ての取組について実施し、上記ハ.の(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうちいずれかを実施するとともに、これらの実施状況を公表していること

(ロ)当該運行に乗務する運転者の休息期間及び休憩時間が次の(i)から(iii)までの条件をいずれも満たしていること

(i)当該運行の運行直前の休息期間が11時間以上であること

(ii)当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること

(iii)当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設(運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む)をいう。)で仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保していること

② (略)

② (略)

附 則 (平成24年11月22日付け国自安第105号、国自旅第331号、国自整第158号)

改正後の通達は、平成24年12月1日から施行する。